（指定第二類医薬品の販売等）

第十五条の七　薬局開設者は、指定第二類医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の六に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。

（実務の証明）

第十五条の八　薬局開設者は、その薬局において薬剤師又は登録販売者の管理の下に実務に従事した一般従事者又は一般従事者であつた者から、その実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2　前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

（業務経験の証明）

第十五条の九　薬局開設者は、その薬局において第百四十条第二項又は第百四十九条の二第二項に規定する登録販売者としての業務に従事した者から、その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2　前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

（視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置）

第十五条の十　薬局開設者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

（調剤された薬剤の販売等）

第十五条の十一　薬局開設者は、法第九条の二の規定により、調剤された薬剤につき、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

一　法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。

二　当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第九条の三第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬剤を販売し、又は授与させること。

三　当該薬剤を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連絡先を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

第十五条の十二を削る。

第十五条の十三の見出し中「情報提供」の下に「及び指導」を加え、同条第一項中「第九条の二第一項」を「第九条の三第一項」に改め、「情報の提供」の下に「及び指導」を加え、「当該薬局内の情報提供を行う場所（薬剤師法第二十二条に規定する医療を受ける者の居宅等において調剤の業務を行う場合又は同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあつては、その調剤の業務を行う場所）において、調剤及び薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に対面で」を「次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は薬剤師法第二十二条に規定する医療を受ける者の居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあつては、その調剤の業務を行う場所をいう。）において行わせること。

二　当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。

三　当該薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。

四　情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。

五　当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第十五条の十三第二項中「第九条の二第一項」を「第九条の三第一項」に、「調剤及び薬剤」を「その薬局において薬剤」に改め、同項第二号中「名称」の下に「（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称。以下同じ。）」を、「分量」の下に「（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨。以下同じ。）」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該薬剤に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項

第十五条の十三に次の二項を加える。

3　法第九条の三第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

4　法第九条の三第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　年齢

二　他の薬剤又は医薬品の使用の状況

三　性別

四　症状

五　現にかかつている他の疾病がある場合は、その病名

六　妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数

七　授乳しているか否かの別

八　当該薬剤に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無

九　調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかつたことがあるか否かの別並びにかかつたことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況

十　その他法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項

第十五条の十三を第十五条の十二とする。

第十五条の十四中「第九条の二第二項」を「第九条の三第四項」に改め、「情報の提供」の下に「又は指導」を加え、「調剤及び薬剤」を「その薬局において薬剤」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「薬剤」を「当該薬剤」に改め、同号を同条第一号とし、同条に次の二号を加える。

二　当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。

三　当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第十五条の十四を第十五条の十三とする。

第十五条の十五中「第九条の三」を「第九条の四」に改め、同条を第十五条の十四とする。

第十六条第一項中「第十条の規定により変更の届出をしなければならない」を「第十条第一項の厚生労働省令で定める」に改め、同項中第七号から第九号までを削り、第六号を第七号とし、第四号及び第五号を削り、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類

第十六条第一項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　薬局の構造設備の主要部分

三　通常の営業日及び営業時間

第十六条第一項に次の一号を加える。

八　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）